

議案第72号 説明資料

幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 | | |
|--|---------|--|---|
| <p>○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号)</p> <p>第1条～第12条 略</p> <p>別表 (第6条関係) 保育料金表</p> <table border="1" data-bbox="114 678 1106 716"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>この表の第3階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。</u></p> <p><u>なお、支給認定子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</u></p> | 略 | <p>○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号)</p> <p>第1条～第12条 略</p> <p>別表 (第6条関係) 保育料金表</p> <table border="1" data-bbox="1160 678 2157 716"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割課税額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。</u></p> <p>2 <u>指定都市（地方自治法（昭和25年法律第226号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者については、指定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして所得割課税額を算定する。</u></p> <p>3 保育児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年</p> | 略 |
| 略 | | | |
| 略 | | | |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 | | | | | | | | |
|--|----------------|---|--|----------------|---|---|---|--|----------------|
| <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 第2階層から第6階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、保育児童の属する世帯が<u>4</u>に掲げる世帯の場合の第2階層から第5階層までにおける次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「<u>4</u>に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="170 951 1106 986"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p><u>6</u> 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、<u>5</u>にかかわらず、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、<u>4</u>に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる保育児童の保育料は0円とする。</p> <table border="1" data-bbox="170 1318 1106 1428"> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童 (<u>4</u>)</td> <td>保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> </table> | 略 | 略 | ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童 (<u>4</u>) | 保育料金表に定める額×0.5 | <p>政令第224号) 第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該保育児童の保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 第2階層から第6階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、保育児童の属する世帯が<u>6</u>に掲げる世帯の場合の第2階層から第5階層までにおける次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「<u>6</u>に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1216 951 2152 986"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p><u>8</u> 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、<u>保育児童</u>の保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、<u>7</u>にかかわらず、次表の第1欄に掲げる保育児童の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該保育児童の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、<u>6</u>に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる保育児童の保育料は0円とする。</p> <table border="1" data-bbox="1216 1318 2152 1428"> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童 (<u>6</u>)</td> <td>保育料金表に定める額×0.5</td> </tr> </table> | 略 | 略 | ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童 (<u>6</u>) | 保育料金表に定める額×0.5 |
| 略 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童 (<u>4</u>) | 保育料金表に定める額×0.5 | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる保育児童 (<u>6</u>) | 保育料金表に定める額×0.5 | | | | | | | | |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|------------------------------|--|---|--|
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 252 640 331">に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。）</td> <td data-bbox="640 252 1106 331"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 331 640 368">略</td> <td data-bbox="640 331 1106 368"></td> </tr> </table> | に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。） | | 略 | | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1218 252 1684 331">に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。）</td> <td data-bbox="1684 252 2150 331"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1218 331 1684 368">略</td> <td data-bbox="1684 331 2150 368"></td> </tr> </table> | に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。） | | 略 | |
| に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。） | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する保育児童を除く。） | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| <p>7 所得割課税額が169,000円未満の世帯であって、<u>支給認定子ども</u>の保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合における最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる3歳未満の<u>支給認定子ども</u>の保育料は<u>5及び6にかかわらず0円とする。</u></p> | <p>9 所得割課税額が169,000円未満の世帯であって、<u>保育児童</u>の保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合における最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる3歳未満の<u>保育児童</u>の保育料は<u>7及び8にかかわらず0円とする。</u></p> | | | | | | | | |